

令和4年度第2回名取市個人情報保護審査会会議録（要点筆記）

-
- 1 日 時：令和5年1月13日（金） 午後6時5分～午後7時45分
 - 2 場 所：名取市役所 議会棟3階第3委員会室
 - 3 出 席：北島 宏之 会長、蘆立 順美 委員、柳沢 剛 委員
 - 4 市出席者：綱川総務課長、仙石総務課長補佐、小笠原主幹兼情報統計係長
-

※司会進行：綱川課長

5 審査会議事概要

(1)開会

○事務局（綱川）：委員5人中3人の出席により、名取市個人情報保護条例第45条第2項に定める過半数を得ていることから、本審査会は成立している。

また本審査会は、名取市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づく公開の対象となる会議である。会議録は、委員名を記した要点筆記により作成するが、そのために会議を録音することについて了承願いたい。

(2)諮問事項審議

- ・ 諮問事項「生活保護事務における個人情報のオンライン結合による提供について」

○事務局（綱川）：条例第45条の規定により、会議の進行は会長を議長として進めることとなる。

○北島会長：これより、2 諮問事項の審議を行う。

初めに、配布している資料1、本件に係る答申（案）について、事務局から説明を求める。

○事務局（小笠原）：〔資料1により、諮問事項に対する答申（案）を説明〕

○北島会長：委員各位から確認したい内容があれば、ご発言をお願いします。

このクラウド化はいつから行う予定なのか。

○事務局（小笠原）：生活保護システムについて令和5年2月から、レセプト管理システムについては令和5年4月の稼働を目指していると聞いている。

○蘆立委員：外部のサーバにクラウドを使って情報を提供する、当該クラウド化に伴う個人情報の提供についての諮問ということでもいいか。

○事務局（小笠原）：そのとおりである。

- 蘆立委員：扱う情報の手続きであったりなど、遵守事項で今までと変わるところはあるのか。
- 事務局（小笠原）：変更は無いと聞いている。
- 蘆立委員：名取市の職員は、厚労省の所有するデータの中で名取市の情報だけを扱えるということになるのか。
- 事務局（小笠原）：必要な手続きを踏んだ上で、例外的に名取市外の情報を扱うケースもあるかもしれないが、原則は、そのようになる。
- 蘆立委員：これまでとは異なる情報を扱うようになるのであれば、職員のコンプライアンス教育というものが重要になるが、クラウド化で職員はこれまでと同様の情報を扱うということでもいいのか。
- 事務局（小笠原）：そのように説明を受けている。
- 蘆立委員：扱う情報に変更があるのであれば、職員のコンプライアンス教育について触れておくべきと考えていたが、そうでないのであれば、従来のコンプライアンス教育をさらに徹底していただくことで足りると思われるので、答申（案）のまま十分だと考える。
- 北島会長：アクセスログが残るシステムであり、職員の不正が無いような対策面の取り組みも含んだシステムということで理解している。
他に無ければ、ただいまの協議の内容を踏まえ、本諮問事項については、答申（案）のとおりとすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕
- 北島会長：それでは、答申（案）のとおりとすることに決定する。

(3) 調査事項審議

- ・ 調査事項「個人情報保護に関する法律施行条例について」

- 北島会長：次に3 調査事項の審議を行う。
初めに、配布している資料1の本件に係る条例（案）について、事務局から説明を求める。
- 事務局（小笠原）：〔資料2から資料5までについて、パブリックコメントの実施結果（パブリックコメントでの意見は無かったが、パブリックコメント募集期間外に意見があったため、意見の中で取り入れるべき内容は取り入れている旨、説明）、及びパブリックコメント以外での前回審査会以降の条例（案）の修正点について説明。〕
- 北島会長：ただいま説明のあった内容について、委員各位から確認したい内容があれば、ご発言をお願いします。
- 蘆立委員：第18条第1項中、「第9条第3項」は「第14条第3項」、「諮問庁が議会である場合」は「諮問庁が議長」、「諮問実施機関」は「諮問庁」の誤

りと思われる。

- 事務局（小笠原）：ご指摘のとおりであり、修正させていただく。
- 蘆立委員：第14条第4項及び第18条第1項に「審査請求人等」の略称規定が重複しており、整理が必要と思われる。
- 事務局（小笠原）：ご指摘のとおりと思われる。この場での条文の整理は難しいため、内容を精査し、修正版を後日、委員各位にメールで送信し、ご確認いただく形でお願いしたい。
- 北島会長：そのような形での条文の修正を事務局にお願いする。
他になければ、ただいまの協議を踏まえ、本件調査については、資料2の条例（案）に、ただいま出された修正点を反映させた内容のとおりとすることに、賛成の方の挙手をお願いする。
〔挙手全員〕
- 北島会長：それでは、本件調査における条例（案）に対する本審査会の結論は、そのように決定する。
この場に、条例（案）の所管である市総務課の担当職員が審査会の事務局としてしているので、ただいまの審査会の結論に十分留意した形で、今後の条例制定に向け、取り組みを進めていただきたい。
- 事務局（小笠原）：今後、ご指摘のあった内容を精査し、委員各位にメールで内容の確認をしていただくことを予定している。審査会終了後に気づいた点等があれば、早めに連絡をいただければ、その点も含めて、委員に修正案をお示ししたいので、よろしくお願いしたい。
- 北島会長：以上で本日の議事を終了する。

（４） 閉会

令和5年1月13日

名取市個人情報保護審査会

会 長 北島 宏之